

印刷業界の新技术情報を三美印刷がお届けするメールニュース

sanbi-i-com 2009年3月号(No.103)

## どうなる出版社の著作権

### －「Google ブック検索」和解と国内出版社への影響－

日本で出版された書籍が、「Google のブック検索」に全文掲載される可能性がある－Google が2月24日国内主要紙に掲載した「法定通知」が、日本の出版社や作家に波紋を広げています。「Google ブック検索」をめぐる米国での訴訟結果が、国際条約を通じて日本国内にも及ぶからです。

今回は「どうなる出版社の著作権－Google ブック検索和解と国内出版社への影響－」についてです。

#### ■「Google ブック検索」と米国での集団訴訟の和解案

(1)「Google ブック検索」は、書籍の本文を電子化(デジタルスキャン)して内容を検索可能としたもので、米国では2004年、日本では2007年からサービスがスタートしています。現在は700万冊以上の書籍が、全文検索可能になっています。

このデータ化には、出版社・著作者との契約に基づいておこなわれるもの(パートナープログラム)と、スタンフォード大学やハーバート大学など世界の著名な図書館と提携しておこなわれるもの(図書館プロジェクト)があります。

(2)米作家協会および出版社協会は、このうち図書館蔵書からのスキャン行為が著作権侵害にあたるとして集団訴訟を起こし、2008年10月28日に和解が成立、今年7月の連邦裁判所の認可を待って発効します。

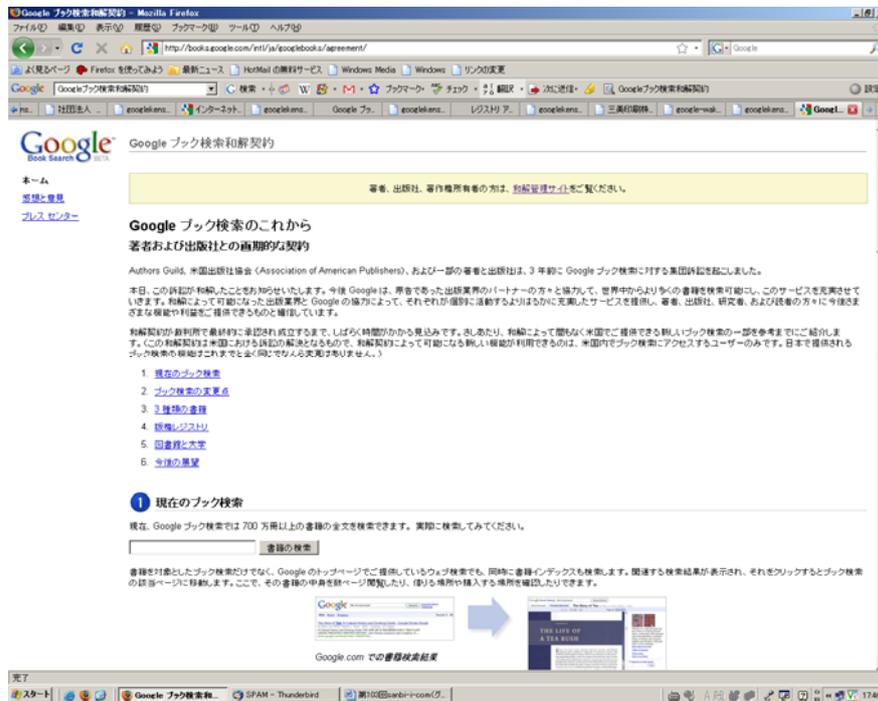
今回の和解合意の対象は、2009年1月5日以前に出版された書籍で、Google は、

- 1) 著作権保護のために設立される非営利機関「著作権レジストリ」の費用32億円を提供する。
- 2) 無断でデジタル化された書籍など著作権者に保証金として42億円を支払う
- 3) そのかわり Google は、絶版などで米国内で流通していない書籍のデータベース化を継続し、データベースアクセス権の販売や、広告掲載などの権利を取得する。この中には下記が含まれます。
  - ・ 団体や個人へのオンライン販売(全文検索やコピーペースト・プリントを含む)
  - ・ 公共図書館や高等教育機関による無償閲覧(コピーペースト不可、プリントは有償)
  - ・ ページへの広告掲載
  - ・ 市販本のプレビューや抜粋表示
- 4) 対象書籍に関する商業的利用から生じる売上の63%は著者や出版社に配分する。

(3)問題は、日本など米国外で出版された書籍もこの和解合意の対象となることです。

米国での集団訴訟の結果は、共通の利害関係者にも及びます。今回の場合、著作権に関する国際法のベルヌ条約により、米国内で著作権を守られている日本の著作権者は、米国出版業界と同じ利害関係者に含まれるので、和解合意の対象になってしまうのです。

特に日本で流通している書籍でも、米国では市販されていない書籍は「絶版または市販されていない書籍」として判断され、全文スキャンして販売される可能性があるということです。日本に在住するユーザーは利用できませんが、米国からは自由に閲覧出来てしまうこととなります。



下記「Google ブック検索和解契約」の①「現在のブック検索」で「インターネット標準クイックリファレンス」と入力し、書籍検索すると、日本の書籍も全文検索できるようになっています。

<http://books.google.com/intl/ja/googlebooks/agreement/>

## ■「Google の法定通知」と日本書籍出版協会の対応

(1)ただ今回の和解案では、「Google ブック検索を通じて著作物のオンラインアクセスを拡大し、読者・研究者の利益を保証するとともに、著者や出版社にデジタル形態でのコンテンツの頒布を拡大し、その利益の一部を還元」というメリットもあります。

「Google 法定通知」では日本も含む著作権者に対し、今回の和解合意について下記のような対応を期限付きで求めています。

- 1) 同意せず、同社を訴える権利を保持する場合は、5月5日までに和解管理組織に書面で除外を申請する。
- 2) 和解に対しての異議申し立ては、5月5日までに書面で行う。
- 3) 何らの通知も行わなければ、自動的に和解参加となる。和解に参加した後は、下記ができます。
  - ・ 2011年4月5日までは、データベースからの特定書籍の削除の申し立てができる。
  - ・ 2010年1月5日までは、許可無くデータベース化されものに対する保証金を請求できる。

(2)日本書籍出版協会では、上記内容を踏まえ加盟出版社に対して下記の案内を行っています。

1)「Google とアメリカ作家組合、アメリカ出版協会会員社との和解について」の案内。

<http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/google-wakai1.pdf>

2)「Google 和解『書籍検索一覧検索方法』及び質疑事項に対する国際出版連合からの回答」の掲載

<http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/googlekensaku-ipakaito.pdf>

【発行】2009年3月25日 三美印刷株式会社経営企画室

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-16-7 TEL : 03-3805-7675

URL : <http://www.sanbi.co.jp>